

1. 要項等

Q.要項等の入手方法を知りたい。	
A	教職員課あてに郵送で請求してください。また、県庁等で配布しています。ホームページに情報を掲載していますので、ご確認ください(4/16付更新)。
Q.要項等は全てダウンロードできるか。	
A	要項の内容はホームページでも閲覧できますが、志願に必要な志願書や受験票は要項等に添付されているものを使用しますので、要項等を必ず入手していただく必要があります。
Q.要項等を複数送付してもらいたい。	
A	事務手続き上、返信用封筒1つにつき、要項等を1部送付しております。複数部必要な場合には、必要数分の返信用封筒を送付してください。

2. 試験問題

Q.試験問題の入手方法を知りたい。	
A	過去3年分の問題を、県庁にて閲覧できます。コピーも可能であり、郵送による請求にも対応しています。問い合わせ先は、行政情報センター(023-630-3014)までお願いします。
Q.特別支援学校の教科・科目の試験問題の構成を知りたい。	
A	特別支援学校小学部は小学校と同一の問題、特別支援学校中学部は中学校の各教科と同一の問題となります。

3. 特別選考

(1) 現職教員特別選考

Q.選考Ⅰと選考Ⅱについて、提出書類に違いはあるか。	
A	提出書類は同じです。選考Ⅰの方については第一次選考試験は免除となりますが、志願書の受付期間内での提出が必要となります。
Q.在職証明書は、現在勤務している都道府県の様式でも可能か。	
A	ホームページに掲載している様式を必ず使用し、現在勤務している学校の任命権者(教育委員会)に証明してもらうようにしてください。

(2) 講師等特別選考

Q.山形県以外の講師の任用歴は適用となるか。	
A	山形県内での任用歴のみが適用となります。なお、非常勤講師については週あたりの時間数も要件となりますのでご確認ください。

4. 小学校英語

Q.加点と同様の基準となる英語の検定資格をもって、免許状所有とみなすことはできるか。	
A	小学校英語の志願資格は、小学校と英語の両方の免許状の所有となります。英語の各種検定における資格については、志願資格に適用できません。
Q.併願を希望しなくても、小学校の中で更に選考されるのか。	
A	小学校英語の全ての志願者の方が、小学校英語で合格者とならなかった場合でも小学校の中で更に選考することとなっていますので、併願を希望する必要はありません。併願とは、特別支援学校小学部との併願になります。小学校英語の志願者が併願を希望した場合には、小学校で更に選考した後に、併願となる特別支援学校小学部で選考することとなります。

5. 免許状

Q.通信制大学で単位取得中の場合、免許状取得見込みとしてよいか。	
A	要項の記載のとおり、令和3年3月31日までに取得可能な場合には、免許状取得見込みとしてください。なお、「①必要単位取得→②大学の証明書発行→③教育委員会への申請→④免許状発行」の過程により免許状取得となります。②～④までは数ヶ月要することが多いようですので、余裕を持ったスケジュールで単位取得と手続きをすすめてください。

6. 志願書

Q.志願書を書き間違った場合、修正してよいか。	
A	修正してください。修正箇所には二重線を引き、その上から訂正印を押してください。訂正後、枠内に正しい内容が書き切れない場合には、枠外にはみ出して結構です。
Q.四年制大学を卒業して後に通信制大学で教員免許状を取得した場合、最終学歴はどちらか。	
A	最終学歴の欄には四年制大学を記入してください。また、裏面の履歴の欄には学歴として通信制大学についても記入してください。時系列で記入することで学歴と職歴の期間が重なる場合には、学歴と職歴とを分けて記入してください。

7. 加点申請

Q.併願でも同じ要件で加点申請を行う場合、加点申請書に添付する必要書類は2部必要か。	
A	同じ要件であれば、添付する必要書類は1部のみの提出で結構です。加点申請書は、第一希望と併願用をそれぞれ提出してください。